

また、障害者自立支援法等の改正により、支給決定プロセスの見直し等（支給決定の前のサービス等利用計画案の作成及びサービス等利用計画作成の対象者の拡大並びに障害児に係る障害児支援利用計画の作成（1の（3）の①のエ参照））がなされることを踏まえ、切れ目のない円滑な就労支援サービス利用が可能となるよう、特別支援学校等との連携強化を図るための取組をお願いしたい。なお、基金事業の対象事業である、「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」は、特別支援学校等との連携によるアセスメント実施に向けた体制づくりを行った場合の費用について助成するものであり、活用が図られるよう周知されたい。

1 1 障害者の地域生活への移行について

（1）施設入所者の地域生活への移行状況について

都道府県が定める障害福祉計画においては、平成23年度末までに、平成17年10月からの地域生活移行者数を2.1万人（14.5%）見込むとともに、平成17年10月の施設入所者数を1.2万人（8.3%）削減することを見込んでいる。

今回（平成22年10月1日現在）調査結果（企画課資料「3 第3期障害福祉計画について」参照）をみると、地域生活移行者数の累計は、既に平成23年度末の障害福祉計画の見込みを上回る24,277人（16.6%）となっている。

一方、新規入所者が毎年8～9千人いることから、施設入所者削減数は、6,562人（4.5%）にとどまっているところである。

各都道府県におかれては、今回の調査結果を分析し、グループホーム・ケアホームなどの住まいの場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備など、更なる地域移行の取組の強化をお願いする。

（2）障害者の地域移行と住まいの場について

① 障害者の地域生活への移行について

障害者の地域生活への移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備が必要である。

このため、平成23年度予算案において、地域生活支援事業費補助金のメニューの一つとして、地域生活を支えるための夜間も含めた緊急対応や緊急一時宿泊事業等の具体的な施策を盛り込んだプランを作成し、地域移行に積極的に取り組む市町村に対し、国庫補助を行う「地域移行のための安心生活支援事業」（仮称）を創設することとしている。

事業の実施については、各自治体からの協議方式により行う予定であるが、具体的な協議方法等については、別途、お示しする予定である。

各都道府県におかれては、管内市町村や関係団体に対して本事業を周知

するとともに、障害者の地域生活への移行に向けた各種取組に対する支援をお願いします。

また、「精神障害者アウトリーチ推進事業」（新規）を実施する地域において、管内市町村が「地域移行のための安心生活支援事業」（仮称）を実施する場合には、医療的な支援が必要な精神障害者を「精神障害者アウトリーチ推進事業」につなげるなどの効果的な支援が必要となることから、当該市町村との緊密な連携をお願いします。

なお、障害者自立支援法等の改正において、平成24年4月から、地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、その取組の強化を図ることとしているので、各自治体におかれては円滑な施行に向けた準備をよろしくお願いします（本体資料1（3）①ウ（4頁）に記載）。

② グループホーム・ケアホームについて

ア グループホーム・ケアホームの整備等について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、グループホーム・ケアホームの整備を促進していくことが重要である。

障害福祉計画では、平成23年度までに8.3万人分整備することとされているが、平成22年10月現在では約6.1万人分となっており、この目標を達成するためには更なる整備促進が必要である。

このような状況を踏まえ、平成23年度予算案においては、当該整備目標が達成できるよう必要な予算を計上するとともに、社会福祉施設等施設整備費におけるグループホーム・ケアホームの改修単価（事業費ベース）を、1,000万円（対前年度+400万円）に引き上げることとしている。

また、平成23年度より、グループホーム・ケアホームについて、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付の融資対象法人として、新たにNPO法人、営利法人を追加することとしている。

なお、従前から障害者就労訓練設備等整備事業により実施してきた賃貸物件のグループホーム・ケアホーム等改修事業については、平成23年度においては、障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）による障害者自立支援基盤整備事業により補助を行う仕組みに変更するので、留意されたい。

都道府県市におかれては、障害福祉計画の目標の達成に向けて更なる整備促進を図られたい。

なお、障害者自立支援法等の改正において、平成23年10月から、グループホーム・ケアホームの利用の際、家賃の一定額を助成することとしているので、各自治体におかれては円滑な施行に向けた準備をよろしくお願いします（本体資料1（5）（10頁）に記載）。

イ グループホーム・ケアホームの防火安全対策について

グループホーム・ケアホームの防火安全対策については、従前からその徹底をお願いしてきたところであるが、昨年3月に実施した全国調査において、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める非常災害に際しての具体的計画の未策定、定期的な避難訓練の未実施が各々20%を超える実態等が見受けられたところである。

このような状況を踏まえ、昨年6月に「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全対策の徹底について」（平成22年6月25日付け障害福祉課事務連絡）により、非常災害に際しての具体的計画の策定、定期的な避難訓練の実施等についてお願いしたところであるが、引き続き、これらの防火安全対策の徹底についてお願いする。

また、平成21年4月施行の消防法施行令改正により新たに義務付けられたスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の既存のグループホーム・ケアホームへの設置の経過措置については、平成24年3月をもって終了することとなる。

このため、新たに義務づけられた全てのグループホーム・ケアホームにおいて、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金や障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用等により、来年度中に確実に設置を終えるよう指導徹底をお願いする。

併せて、設置義務がないグループホーム・ケアホームについても、利用者の安全確保の徹底を図るため、社会福祉施設等施設整備費補助金又は障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用等により、設置の促進に努められたい。

③ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、地域定着支援センターと保護観察所が協働し、退所後の福祉施設等への受け入れ調整を行っているところである。

受け入れ依頼のあったグループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練及び施設入所支援については、基金事業における「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」や報酬の「地域生活移行個別支援特別加算」により、矯正施設等を退所した障害者が地域社会に復帰できるよう、特別の支援を行った場合の支援措置を設けているところである。

都道府県におかれては、これらの措置の管内市町村や事業者への周知等をお願いするとともに、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への円滑な移行を促進するための取組をお願いする。